**平成２２年（再ロ）第２号**
福島県郡山市富久山町久保田字乙高75番地
くまだ荘101号
再生債務者　柳沼　孝則
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年８月２日まで
平成22年７月１日
福島地方裁判所郡山支部再生係

**平成２２年（再ロ）第３号**
福島県郡山市大平町字向川原59番地の７
再生債務者　長谷川由美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年８月２日まで
平成22年７月１日
福島地方裁判所郡山支部再生係

**平成２２年（再ロ）第９号**
横浜市港北区新横浜１丁目17番地２　エルズ新横浜606
再生債務者　菅野　慈幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月16日まで
平成22年７月２日
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（再ロ）第１３号**
仙台市若林区上飯田１丁目５番18号　アメニティゾーン遠西Ｉ101
再生債務者　松本　篤
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月23日まで
平成22年７月２日
仙台地方裁判所第４民事部

**平成２２年（再ロ）第１４号**
仙台市若林区上飯田１丁目５番18号　アメニティゾーン遠西Ｉ101
再生債務者　松本　裕子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月23日まで
平成22年７月２日
仙台地方裁判所第４民事部

**平成２２年（再ロ）第３号**
福岡県中間市中央４丁目27番24号
再生債務者　浦上　和孝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月23日まで
平成22年７月２日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（再ロ）第４号**
秋田県大仙市豊岡字大堀野南原77番地３
再生債務者　髙田　明弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月30日まで
平成22年７月２日　秋田地方裁判所大曲支部

**平成２２年（再ロ）第１号**
香川県高松市木太町4024番地１、開始決定時の住所香川県高松市由良町424番地８クレイドルＩ８号室
再生債務者　鳩　准吾
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月30日まで
平成22年７月２日
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（再ロ）第２号**
香川県丸亀市綾歌町岡田東1357番地、住民票上の住所愛知県名古屋市中区新栄２丁目24番16号　ステラ新栄205号
再生債務者　土岐　拓也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月30日まで
平成22年７月２日
高松地方裁判所破産・再生係

## 給与所得者等再生による再生手続開始中更正

**平成２２年（再ロ）第３号**
福島県郡山市大平町字向川原59番地の７
再生債務者　長谷川由美
1　主文　当裁判所が平成22年４月15日になした給与所得者等再生による再生手続開始決定中、再生債務者の住所につき「福島県郡山市大平町字向川原59番地の７」とあるを「福島県郡山市大平町字向川原59番地の７」と更正する。
2　決定年月日　平成22年７月１日
福島地方裁判所郡山支部

## 給与所得者等再生による再生計画取消

**平成１６年（再ロ）第２２号**
青森県つがる市木造赤根13番地115
再生債務者　伊藤　隆
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年１月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成22年７月１日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

**平成１８年（再ロ）第２号**
千葉県我孫子市湖北台７―３―18―403
再生債務者　小林　幸裕
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年８月８日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成22年６月29日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

## 給与所得者等再生による再生手続廃止

**平成２２年（再ロ）第９号**
北九州市小倉北区泉台１丁目６番11―101号
再生債務者　岡本　憲治
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成22年６月30日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

# 会社その他公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十二月二十五日
掲載頁　一一一頁（号外第二七四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二日
掲載頁　一二六頁（号外第一四〇号）
平成二十二年七月十二日
東京都中央区京橋二丁目四番一二号
（甲）株式会社吾妻商会
代表取締役　青木　元雄
埼玉県熊谷市妻沼一〇九三
（乙）株式会社アヅマシステムズ
代表取締役　大林　忠雄

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、左記のとおり公告します。
効力発生日は平成二十二年九月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議（会社法第二九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は、平成二十二年七月八日に終了しております。
この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.csk.com/systems/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十二日
掲載頁　百四十一頁（号外第百三十号）
平成二十二年七月十二日
東京都港区南青山二丁目二六番一号
（甲）株式会社ＣＳＫシステムズ
代表取締役社長　中西　毅
東京都中央区日本橋本町二丁目四番一号
（乙）株式会社ＣＳＫ証券サービス
代表取締役社長　野見山雅彦